

令和5年度 事業計画

【 基本理念 】

『みなさん一人ひとりが福祉の主役』

～社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会は、
誰一人 取り残さない福祉のまちづくりに取り組みます。～

【 職員行動指針 】

1. わたくしたちは、地域住民に寄り添い、ともに生きる社会の実現に努めます。
1. わたくしたちは、質の高いサービスを行うため常に自己研鑽に励み、知識と技術の向上に努め、チャレンジ精神をもって業務に取り組みます。
1. わたくしたちは、職員同士のチームワークと各担当の連携を進め、笑顔と感謝を忘れず相手を思いやる気持ちを大切にします。
1. わたくしたちは、社協活動の透明化・健全化を行い、経営の安定化を図ります。

社会福祉法人
筑紫野市社会福祉協議会

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会

令和５年度事業計画

『みなさん一人ひとりが福祉の主役』

「基本方針」

新型コロナウイルス感染症のまん延から３年、今なお完全な収束に向かう気配はないが、「ウイズコロナ」という生活様式が定着し、人々の意識や行動が変化している。また、２０２２年２月に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、長期化し先行き不透明な状況の中、世界的なエネルギー資源の高騰や円安の影響を受け、日本では物価上昇に伴う生活困窮など国民生活に様々な問題が顕在化している。

こうした中、コロナの影響により生活に困窮した世帯に対する特例貸付は、令和４年９月をもって受付を終了したが、償還や今後の生活再建の支援に関する相談の増加が見込まれる。各関係機関との幅広い連携により、市民に寄り添った相談支援体制を構築して行きたい。

当協議会では、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進が求められるなか、地域における包括的な支援体制の強化として、福祉を支える担い手づくり講座に昨年度から取り組み始めた。今年度も更に内容を充実させるとともに、受講修了者に向けたフォローアップ講座を行い、着実に地域に根を下ろし次代を担う人材を計画的に育てて行きたい。

また、自然災害が発生した際に迅速かつ効果的に被災者支援が行えるように、災害ボランティアセンター設置訓練を筑紫地区五市社協で合同開催することにより、平時からの連携・協働体制の取り組みを進めて行く。

権利擁護事業においては、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、中核機関の設置等地域連携ネットワークの整備に向けた協議が行政を中心に行われると考えられる。当協議会としても、必要な人が必要な時に、権利擁護支援を適切に受けられるよう、法人後見を含む権利擁護事業の体制強化に向けた調査・研究を進める。

介護、障がい児・者事業においては、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるように、それぞれの支援計画を反映しながら利用者の権利擁護や社会参加、自立促進に努めるとともに、安定的な事業経営に努めていく。

結びに、今後ますます複雑化・複合化する地域生活課題の解決に向けての取り組み強化として、以下の５項目を重点目標に掲げる。

「重点目標」

- １． 地域福祉を支える担い手づくりの推進
- ２． 災害ボランティアセンターに関する取り組みの強化
- ３． 権利擁護事業の取り組み強化に向けた研究・調査
- ４． 職員間及び他機関との連携強化
- ５． 各種サービス事業における利用者の権利擁護と経営の安定化

「事業実施計画」

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
(1) 会員・寄付金関係 (総務課 総務担当)	①会員加入の促進	住民相互の支え合い制度である会員会費制度に、ひとりでも多くの市民に参加していただくため、コミュニティ等での会合や広報誌・ホームページを活用し、会員加入促進を図る。 (併せて会費を財源とした福祉事業の啓発を行う。)
	②寄付金募集	一般寄付及び特別寄付(香典返し)等の寄付金募集について、広報誌・ホームページ・パンフレット等にて市民への啓発に努め、寄付者の意向に応じた福祉事業への活用を行う。 また、香典返しについては、お礼状の印刷を引き続き行う。
(2) 地域住民全般を対象とする福祉事業の実施 (総務課 総務担当)	①福祉バスの運行	市内の福祉団体に対し、福祉バスの貸し出しを行う。また、安心して利用いただけるよう適正な運行、整備管理、また車内消毒等の感染症予防を徹底する。
	②福祉車両貸出事業	日常的に車椅子を使用している高齢者・障がい者の方の通院等の外出を支援する為、車椅子のまま乗車できる福祉車両(軽自動車)の無料貸し出しを行う。
	③老人福祉センターの運営 (市受託事業)	高齢者の健康増進や生きがいづくりの促進を図ることを目的に、老人福祉センターの運営を行う。また来場者へのサービス向上に努めると共に、施設の維持管理・感染症予防を徹底し、安全で安心して利用できる施設運営を行う。
	④天拝公園管理棟 (天拝いこいの館) 運営管理業務 (市受託事業)	市との協定に基づき、天拝いこいの館の利用者だけでなく、天拝山歴史自然公園及び二日市温泉の利用者や観光客の利便性・安全性の向上にも寄与するよう施設管理を行う。 *乳幼児のオムツ替え・授乳スペースの整備や救護スペースの確保。
(3) 広報活動の充実 (総務課 総務担当)	①機関誌の発行	社協の取り組みや地域で行われている様々な福祉活動の紹介を通じ、福祉活動への市民参加を促進することを目的に「福祉だより」を年4回発行し、市内全戸及び公共機関に配布する。
	②ホームページでの福祉情報の提供	社協事業をはじめとする、地域の福祉情報を迅速に提供するとともに、積極的な情報の発信により開かれた社協を目指す。
	③広報活動の充実	地域でのイベント等で幅広い世代に対して、社協福祉会員会費を財源とした社協事業や赤い羽根共同募金を財源とした取り組み等、社協の各種事業について積極的な広報活動を行う。
(4) 共同募金運動の推進 (総務課 総務担当)	①共同募金運動の推進	共同募金は、地域の福祉ニーズのために使われるということをあらゆる機会を通じ周知を行う。併せて、共同募金会をはじめとする関係機関と連携し、募金運動を行う。 また、市民の共同募金運動への理解を一層深めるために、適正な配分に努める。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
(5) 地域福祉活動の 推進 (総務課 地域福祉担当)	①第2次地域福祉 計画及び活動計画 の推進	第6次筑紫野市総合計画や福祉関連個別計画との整合性を図りながら、「お互いを認め合い、支え合いながら、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指し、市と連携を図りながら地域福祉計画及び活動計画を推進していく。
	②福祉委員制度の 推進充実	だれもが安心して暮らすことができる地域づくりの実現を目指し、地域住民や区長、自治会長、民生委員・児童委員と協力して、地域福祉活動に取り組むボランティアである福祉委員の設置を推進する。 また、資質向上や情報提供・情報共有を目的とした研修会を開催し、福祉委員が地域で、福祉活動に取り組みやすい環境整備に取り組む。
	③ふれあいいきいき サロン活動の支援 及び充実 (高齢者・障がい 者・子育て)	地域で活動している様々な団体と連携し、生きがいづくり・仲間づくりなど、住民同士の自発的な支え合い活動であるふれあいいきいきサロン活動を支援する。 また、サロン活動の情報交換と活動の充実を図ることを目的としたサロン連絡会を開催する。
	④行政区やコミュニ ティを単位とした 福祉活動の支援	コミュニティ運営協議会をはじめ、区長・自治会等の長及び民生委員・児童委員等との連携を図りながら、福祉委員活動及び、コミュニティ運営協議会内の健康福祉部会、並びに行政区の福祉活動の支援を行う。
	⑤生活支援体制整備 事業（市受託事 業）	高齢者等が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、生活支援活動の担い手となる団体相互の情報共有と協働を働きかけ、互助活動が活性化した地域づくりを推進する。
	⑥社会福祉法人連絡 会設置に向けたネ ットワークづくり	社会福祉法人が連携して様々な福祉課題を解決していくことを目的に、相談窓口となる連絡会設置に向けたネットワーク構築に取り組む。
	⑦ふくおかライフ レスクュー事業	生活困窮や孤立・DVなどの様々な地域課題に対し、社会福祉法人等が連携し解決していくことを目的に、県社協や市及び関係機関と連携し、広域的な相談窓口機能の強化を図る。
	⑧安全・安心のまち づくりの推進	県社協、市及び関係機関と連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施や、コミュニティ・行政区などにおける防犯・防災活動の支援に取り組む。
	⑨在宅介護者交流会 の開催の支援	筑紫野市介護を考える家族の会と協働で介護者同士の交流や講演会、情報交換を目的とした「介護者のつどい」の開催の支援を行う。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
	⑩筑紫野市民生委員 児童委員連合会へ の協力・支援 (市補助事業)	民生委員・児童委員並びに主任児童委員が地域福祉の担い手として十分に実践活動を行うことが出来る様、研修会の開催の支援を行う。また、市担当課と緊密な連携を図りながら、関係機関との連絡調整、組織運営のための理事会などの開催協力・支援を行う。
	⑪地域福祉を支える 担い手づくりの推進	地域における福祉を支える担い手不足が課題となっているなか、地域住民への参加の機会拡充に向けた、担い手づくりの講座を開催し、興味を持ち活躍する多様な人材の育成を図り、将来に向けて人材確保の裾野を広げる。 また、受講者が地域で活動できるよう継続的な支援を行う
	⑫重層的支援体制整 備事業の調査	地域共生社会の実現を目指し、包括的な支援体制をさらに具体的に推進していくため、社会福祉法に重層的支援体制整備事業が制度化された。既に取り組まれている他社協の実施状況の調査を行う。
(6) 障がい者福祉事 業の推進 (総務課 地域福祉担当)	①手話奉仕員養成 講座の開催 (市受託事業)	手話の学習を通じて、聴覚障がい者や手話に対する理解を深め、聴覚障がい者の社会参加への協力の輪を広げることを目的に手話奉仕員養成講座を開催する。
	②障がい児者交流会	市内在住の障がい児者とその家族等が社会参加の一環として地域での交流を深めることを目的に交流会を実施する。
	③共同作業所等への 支援	共同募金配分金を活用した無認可共同作業所等への財政支援を行う。 また、ボランティア団体である「ちくしの福祉村」が主催する福祉講座の開催支援を行うとともに、障がい者の作品展示・販売、市民との交流・つながりの場である「もよってひろっぱ」の活動を支援する。
(7) ボランティア センターの機能 充実 (総務課 地域福祉担当)	①ボランティア センターの機能 充実	ボランティアセンター機能の充実を図るため、生涯学習ボランティアバンクや関係機関・団体等との連携強化に引き続き取り組む。 また、身近なボランティア活動の相談窓口として、情報発信やコーディネート機能の強化、新たな人材の育成・発掘のため講座等を開催する。ボランティアニーズの把握と共にSNS等を活用した情報の発信や共有等により、ボランティア団体や個人ボランティア等がより活動しやすい環境整備にも取り組む。
(8) 福祉教育・ボラン ティア学習の推 進 (総務課 地域福祉担当)	①福祉教育の推進	地域福祉を推進するための取り組みの一つとして、市や学校・ボランティア連絡協議会などの協力を得ながら、学校や地域における様々な分野に於いての福祉教育の推進を図る。
	②ボランティアスク ール	社会福祉法人やボランティア団体などの協力を得ながら、学校では経験できない福祉学習や体験、ボランティア活動を通じて、思いやりや支え合いの心を育むことを目的に小学生等を対象としたボランティアスクールを開催する。
(9) ボランティアの 育成 (総務課 地域福祉担当)	①ボランティア活動 保険加入促進	ボランティア活動を行う方々が安心して活動に取り組むことが出来るよう、ボランティア活動保険の周知を行うとともに、加入者に事故等が起きた際には必要な事務手続きを随時行う。
	②ボランティア活動 への支援及び情報 提供	福祉ボランティア団体への活動費の助成及び登録ボランティアへの活動支援や情報提供により、ボランティア活動が展開しやすい環境の整備を行う。

※網掛け部分は新規事業、下線部分は重点目標事項です。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
	③分野別ボランティア講座の開催	ボランティア活動の啓発及び、人材発掘・育成を目的に、各福祉ボランティアグループや、コミュニティ運営協議会等関係団体の協力を得ながら、様々な分野での福祉ボランティア養成講座を行う。
(10) 子育て支援活動の推進 (総務課 地域福祉担当)	①子育て支援活動の推進	地域ぐるみで、子どもを安心して健やかに育てられる環境づくり並びに、住民グループや次世代に向けての人材育成を目的に、子育て講座や交流会等を開催して、市及び関係団体、子育てサークル等との連携強化に取り組む。
(11) 各種貸出事業推進 (総務課 地域福祉担当)	①福祉機器貸出事業	市内在住の社協賛助・特別会員を対象として、介護者の身体的負担の軽減や、介護が必要な高齢者・障がい者が、可能な限り自立した生活が送れるよう、福祉機器の貸し出しを行う。また、感染予防等から、貸出機器の消毒を徹底する。 併せて、共同募金並びに社協会員会費のPRを行う。 * 貸出機器 ⇨ 車椅子・介護支援ベッド・エアマット・ポータブルトイレ・シャワースイス等
	②行事用機器貸出事業	地域福祉活動の活性化を図ることを目的に、地域に開かれた交流会・つどい等のイベントに必要な行事用機器の貸し出しを行い、社協活動並びに、共同募金のPRを行う。 * 貸出機器 ⇨ 綿菓子機・ポップコーン機・催事用テント
(12) 要支援者に対する権利擁護の推進 (総務課暮らしのサポートセンター担当)	①日常生活自立支援事業（県社協受託事業）	生活保護受給者で、判断能力が不十分なため日常生活に不安がある方を対象に、福祉サービス利用援助（日常的金銭管理等）を実施し、安心して地域の中で生活が続けられるよう支援を行う。
	②暮らしのサポートセンター事業（福祉サービス利用援助事業）	判断能力が不十分なため、日常生活に不安がある方を対象に、福祉サービス利用援助（日常的金銭管理等）や法人後見を実施し、安心して地域の中で生活が続けられるよう支援を行う。 <u>また、法人後見の事業拡大や任意後見事業への取り組み等、権利擁護支援の体制強化に向けた研究・調査を行う。</u>
	③不登校支援事業	不登校の不安や悩みを抱える保護者に寄り添い、我が子とより良い関係を再構築できるように支援するサポーターの養成や、不登校の基本的理解を促し、適切な子どもへの対応等を学びながら、家族が明るく元気に暮らせることを目指す講演会を開催する。また、サポーターが立ち上げた、「ちくしの不登校支援ネット」の活動協力を行う。
	④生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）	低所得者や高齢者、障がい者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長を図り、安定した生活が送れるようにすることを目的とし、市及び民生委員・児童委員の協力のもと必要な資金の貸付手続きを行う。 <u>また、新型コロナウイルス感染症の影響により困窮した世帯が対象となった特例貸付の償還や今後の生計維持に関する相談について、自立相談支援機関である筑紫野市保護課や県社協等関係機関と幅広い連携を図りながら、対応していく。</u>

※下線部分は重点目標事項です。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
(13) 介護保険事業 (福祉課 介護保険担当)	①訪問入浴介護事業	「対象：要介護１～５」自宅での入浴が困難な高齢者に対し移動入浴車で訪問し、入浴サービスを行うとともに、介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図る。 利用者及び介護者へ適切なサービスを提供するため職員研修を実施し、支援技術の向上を図る。 <u>また新規利用者獲得に向け、他の居宅介護支援事業所等への情報を提供して連携を強化する。</u>
	②介護予防訪問入浴介護事業	「対象：要支援１、２」特別な事情がある利用者に対して、介護予防訪問入浴介護サービスを行い要介護状態にならないよう支援を行う。
	③居宅介護支援事業	事業対象者や要支援・要介護認定を受けられた方を対象に、円滑な介護サービスを受けることが出来るようサポートするとともに、予防プラン及びケアプランの質の向上に努める。 また地域包括支援センターを始め各関係機関との連携を密に行い、ニーズに沿ったケアマネジメントが行えるように努める。
	④訪問介護事業	「対象：要介護１～５」要介護認定を受けられた方を対象に、住み慣れた地域で自立した生活が維持できる様、調理・掃除・入浴・排泄等の家事援助及び身体介護等のサービスを提供する。 <u>また新規利用者獲得に向け、他の居宅介護支援事業所等への情報を提供して連携を強化する。</u>
	⑤訪問型サービス (介護予防・生活支援／総合事業)	「対象：要支援又は事業対象者」の認定を受けられた方を対象に、家事などの日常生活の支援を行い、要介護状態になることへの予防及び生活機能の維持又は向上を目的としサービスの提供を行う。
	⑥訪問型サービスＡ (介護予防・生活支援／総合事業) (市受託事業)	「対象：要支援又は事業対象者」の認定を受けられた方を対象に、簡易な生活支援を行い自立した在宅生活を継続出来るように支援する。
	⑦感染症対策の徹底	昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症のみならず、インフルエンザウイルス・ノロウイルス等の感染の発生を予防するため、感染症対策を徹底しながら、利用者に必要なサービスを継続的に提供していく。
	⑧経営の安定化	事業収益性を求められる介護保険事業については、利用者確保やコスト意識の徹底に努め、より安定した経営を目指す。また、引き続き人材確保に努める。

※下線部分は重点目標事項です。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
(14) 在宅福祉事業 (福祉課 介護保険担当)	①筑紫野市入浴 サービス事業 (市受託事業)	自宅での入浴が困難な重度の身体障がい者等に対し移動入浴車で訪問し、入浴サービスを提供する。利用者が重度の障がい者であるため、家族及び主治医や関係機関との連携を密にし、サービス提供を行う。 <u>また新規利用者獲得に向け、相談支援事業所等への情報提供を行い連携を強化する。</u>
	②障がい者ホーム ヘルパー派遣事業	居宅において自立した生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助・外出介助サービスを提供する。<u>また虐待防止委員会や研修会を開催し、職員の人権意識の向上に努める。</u> <u>新規利用者獲得に向け、相談支援事業所等への情報提供を行い連携を強化する。</u>
	③コミュニティ ヘルパー派遣事業	市関係課や地域福祉活動との連携を図り、突然の疾病や事故等により援助を必要とする方へ身体介護、家事援助サービスを提供する為、ホームヘルパーを派遣する。 (なお、介護保険利用者については、介護保険制度を優先)
	④食の自立支援事業 (市受託事業)	調理や買い物が困難な高齢者や障がい者に対して、栄養のバランスがとれた夕食の提供と配達時の安否確認を行うことで、食生活の改善、生活の質の向上及び家族の負担軽減を図る。また、市及び関係機関とも連携し利用者の掘り起こしを行っていく。 * 安否確認と併せて生活課題の早期発見に努め必要に応じて家族や関係機関への連絡調整を行う。 * お楽しみ弁当の実施 (年6回) 市関係課・包括支援センター並びに介護保険関連事業所及び地域福祉活動や民生委員・児童委員との連携を図り、見守り支援体制づくりを推進する。

※下線部分は重点目標事項です。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
(15) 生活介護事業 「さるびあ学園」 (福祉課 施設担当)	①生活介護事業 (市指定管理事業) *定員 1 日 20 名 *障がい支援区分 3 以上	通所により食事および排泄などの介護を行う。利用者の人権を尊重し、一人ひとりの能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、個別支援計画に基づき質の高いサービスを提供し支援を行う。季節行事やお楽しみ食事会等の行事にも取り組み、利用者の活動の充実を図っていく。 また、家族の介護負担の軽減、経営の安定化を図るために祝日（土日、ゴールデンウィーク、年末年始を除く）を開所する。
	②園外活動	近隣の文化・観光施設などに出かけ、外食など施設外での活動を楽しめるよう支援する。また、個人の好みやペースを尊重できるように少グループで実施する。
	③地域社会参加活動	地域の方や市内の各団体・グループの方、福祉関係の大学の学生とレクリエーションを通して交流を図り、障がい者福祉への理解を高める。また、カミーリヤフェスティバル等地域行事への参加をする。
	④職員研修	質の高い適切なサービスを提供する為に、専門的な技術・知識を身に付け向上させる職員研修を実施する。 <u>虐待防止委員会などと連携して、利用者に対する人権擁護・虐待防止への意識を高める研修を実施する。</u>
	⑤他機関との連携	利用者や家族の望む生活を実現できるように相談支援事業所や他機関と密に連携をとりながら支援を行う。
	⑥施設利用契約の拡大及び雇用の安定化	特別支援学校等の現場実習を積極的に受け入れると共に各関係機関に施設案内を行い、定員の充足を図るため新規利用契約につなげる。 また、職員の労働条件や労働環境を改善して職場定着を図る。
(16) 日中一時支援事業 「ほほえみクラブ」 (福祉課 施設担当)	①地域生活支援事業 (市指定管理事業) *定員 1 日 10 名	夏休み等長期休み期間中、障がいを持つ小学 1 年生から高校 3 年生までを対象に休み期間中の生活の安定を図り、自立や社会参加のための力を養う。 また、卒業後に生活介護事業への利用につながるよう、利用者およびその家族に対して施設説明を行う。 * 実施期間：夏休み、冬休み、春休み期間

※網掛け部分は新規事業、下線部分は重点目標事項です。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
(17) 児童発達支援 事業 「ちくしのスマ イルキッズ」 (福祉課 施設担当)	①児童発達支援事業 *定員 1 日 10 名	市町村が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた未就学児、また保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて指定児童発達支援事業において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。季節行事等も取り入れながら、療育の充実を図る。 また、未就学児及びその家族の気持ちに寄り添った支援を行う。 *児童の特性に応じて、親子通園もしくは親子分離型通園において、個別もしくは小グループでの療育訓練を実施する。
	②他機関との連携	相談から療育までの円滑な支援を行うため、市の各関係部署や他施設等で実施している支援が必要な未就学児に係る事業との連携を図り、必要に応じて関係者会議を行うことにより、切れ目のない支援体制づくりを行う。
	③職員研修	障がい特性理解や支援方法が学べる外部研修への参加や、支援技術や方法を職員間で共有できるように内部研修を行う。 <u>虐待防止委員会などと連携して、利用者に対する人権擁護・虐待防止への意識を高める研修を実施する。</u>
	④経営の安定化	質の高いサービスを提供するために、経営の効率化と安定化を図る。また、関係機関に施設案内を行い、定員数の契約の確保に努める。

※下線部分は重点目標事項です。